

中央建設業審議会工期に関する基準の作成に関する ワーキンググループ（仮称）の設置について（案）

1. 設置趣旨

改正建設業法においては、長時間労働の是正など働き方改革を促進する観点から、適正な工期による契約締結を促すため、中央建設業審議会が新たに工期に関する基準を作成し、その実施を勧告することができることとともに、注文者に対して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止することとされたところである。

工期に関する基準については、基準に盛り込まれた項目が適切に考慮されているかどうかが著しく短い工期に該当するか否かの判断に当たって重要な要素の一つになると考えられるところ、その具体的な内容については、実務の状況を踏まえながら有識者や実務関係者を交え議論する必要がある。

このため、新たに中央建設業審議会の下に工期に関する基準の作成に関するワーキンググループ（仮称）を設置する。

2. 検討事項

工期に関する基準に盛り込むべき事項の検討

3. 検討メンバー

学識経験者、発注者及び受注者の代表者に参画していただく。

4. 検討スケジュール

計5回程度開催し、令和2年春頃を目途にとりまとめを行う。